

学校いじめ防止基本方針

和歌山市立貴志中学校

平成 26 年 2 月作成

1, はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に関わる重大な問題であり、断じて許されない行為である。また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることから、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志を持って解決していかなければならない。

法第 3 条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

本校では、常に、教職員間での素早い情報交換を行い問題を共有化する。また、保護者や地域住民、諸関係機関との連携を密にして学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努める。生徒がいじめを受けていると思われる時は、迅速に対処し、再発防止に努める。

2, いじめの定義

法第 2 条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。

※外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童生徒が感じる被害生に着目し、いじめかどうかを判断する。

※インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感

じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3. いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

※いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。まわりではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係あり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

また、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

※いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

〈暴力を伴うもの〉

- ・遊び感覚でぶつかる。遊び感覚で叩いたり、蹴られたりする。唾をかけられる等。
- ・強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・プールで水の中に沈められる。

〈暴力を伴わないもの〉

- ・冷やかしやからかい。
- ・悪口や脅し文句
- ・気に障ることや嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれにされる。
- ・グループから無視される。
- ・金品をたかられる。
- ・金品や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことをさせられる。
- ・人前で恥ずかしいことをさせられる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4, いじめの防止等の本校の取組

①いじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条）

本校の組織は、「いじめ対策委員会」と称する。

②構成員

・定例いじめ対策委員会

校長・教頭・生徒指導主任・学習支援推進教員・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・各学年生徒指導担当者2名

・拡大いじめ対策委員会

定例いじめ対策委員会の構成員に加え、学年主任・部活動担当者・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

③未然防止

・生徒の欠席日数の把握

1ヶ月に10日以上欠席した場合、「不登校未然防止リスト」に掲載し原因を究明する。

・道徳教育の充実

自他の意見を大切にし、広い心で協力し合える態度を養う。

・生徒会活動の活性化

自分の意見や考えを他の生徒の前で話せる事により、1人の人間としての存在感を集団の中で認めあえる態度を養う。

・人権教育の充実

物事に対して、お互いの人権を認め尊重しようとする態度を養う。そのため定期的に人権特設授業を行う。

・学力向上の工夫

基礎、基本学習の充実をはかるため、放課後に補習を行う。そして、授業でできる喜びが実感できるようにする。そのためには、教員が指導方法の工夫や改善に努める。

・インターネット、スマートフォン、携帯電話でのいじめ防止

集会等で誹謗中傷な不適切な書き込み等は、重大な人権侵害行為であることを指導する。保護者に対しては北警察署員からフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりを周知する。授業を含む学校生活において携帯電話の持ち込み、使用には特に注意し、発見した場合は、不適切な書き込み・撮影の有無、いじめとの関連も想定して指導する。

④早期発見・早期対応

早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決の困難、問題の複雑化、深刻化に繋がるととらえる。

・最重要テーマは「生徒の情報共有」。教職員の『報告・連絡・相談』を頻繁に行い、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つ。

・いじめアンケート等の実施

7月、11月、2月に実施する。担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば学年主任、生徒指導主任、管理職に『報告・連絡・相談』する。アンケート 周

知は、生徒指導主任が集約保存する。

- ・ **教育相談の体制の充実**

学期に1回、教育相談週間（学校行事等により実施月は流動的）を実施する。担任の生徒と向き合う時間を確保する。

年2回保護者を交えた三者面談を実施する。保護者から、いじめの訴えがなくても今後の対策等の参考になるかもしれないので、話をじっくり十分聞く。

早期対応

いじめを認知した場合、『迅速・冷静・平等』に対応し『報告・連絡・相談』を必ず行う。

- ・ **いじめを受けた生徒や知らせた生徒の安全確保**

- ・ **事実確認**

加害生徒、被害生徒を別室で事実確認を行う。その際、いずれの場合も複数の教員等で行う。

- ・ **指導・支援**

直ちに止めさせる。

保護者への連絡・支援を行う。

謝罪等は、形式的・形骸的に終わらないように気をつける。加害生徒への指導や助言、被害生徒への支援等は、継続して行う。

- ・ **情報の共有**

事案の内容によって、「いじめ対策委員会」・生徒指導委員会・学年会・職員会議のいずれかを開き、情報を共有し一人でも多くの教員の意見等を聞く。そして、今後の指導等に役立てることが大事である。

関係諸機関との連携

- ・ **市教育委員会（学校教育課）**

情報交換を行い指導を仰ぐ。

- ・ **警察**

いじめが、犯罪行為と認められる場合は早期に相談し援助を求める。

「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づき 適時適切に連絡する。

- ・ **少年センター・子ども支援センター・児童相談所等**

いじめのケースにより連絡し助言等を受ける。

インターネット上のいじめへの対応

不適切な書き込み等を行っているとき連絡を受けた時には、そのサイトを確認。次にデジタルカメラ等で記録し、当該生徒及び保護者の了解を取りプロバイダに削除を要請。尚、書き込み等が犯罪行為と認められた場合、即時（削除要請をしない）に警察に通報・相談する。

⑤教職員の資質能力の向上

定例いじめ対策委員会は毎月行う。拡大いじめ対策委員会は必要に応じて行う。

いずれの委員会においても、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックを活用する。

(参考 いじめ問題対応マニュアル「見逃していませんか」こどものサイン 〈和歌山県教育委員会〉)

⑥家庭・地域との連携

教職員は、学校で生徒の様子をよく観察をし、少しでも異変を感じたときは、即家庭に連絡または、家庭訪問を行い、情報交換を行う。地域住民の方々には、文化祭で老人クラブで製作した作品の展示並びに来校を願い、生徒と少しでも多くの交流の場を作る。そのことにより、学校と地域との連携が強くなる。また、毎月、登校指導・下校指導を行い校外での生徒の様子を把握する。

⑦継続的な指導・支援

定例いじめ対策委員会で生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

⑧取組内容の点検・評価

いじめ対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5. 重大事態への対処

①重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の<u>生命、心身又は財産に重大な被害</u>が生じた疑いがあると認めたとき。</p> <p>二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が<u>相当の期間</u>学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

重大事態については、次の事項に留意する。

☆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を負った場合。

- ・精神性の疾患を発症した場合。

☆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

②重大事態の調査の実施と結果の提供

- ・重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめ対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ・調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

6. 年間計画

月	
4月	定例会いじめ対策委員会 現教（生徒理解） 校内研修（学校いじめ防止基本方針の確認）
5月	定例会いじめ対策委員会
6月	定例会いじめ対策委員会
7月	定例会いじめ対策委員会 教育相談① いじめアンケート→集計
8月	定例会いじめ対策委員会（いじめアンケートの検証） 校内研修
9月	定例会いじめ対策委員会
10月	定例会いじめ対策委員会
11月	定例会いじめ対策委員会 いじめアンケート→集計→ いじめアンケートの検証 校内研修
12月	定例会いじめ対策委員会 教育相談②
1月	定例会いじめ対策委員会
2月	定例会いじめ対策委員会 教育相談③ いじめアンケート→集計→ いじめアンケートの検証
3月	定例会いじめ対策委員会 基本方針の見直し

※随時：拡大いじめ対策委員会